

2006年 5月 31日

各 位

遺言信託・遺産整理業務」の取扱開始について

株式会社東和銀行 (取締役頭取 増田熙男)は、中央三井信託銀行株式会社 (取締役社長 田辺和夫)と代理店契約を結び、2006年6月1日より遺言信託と遺産整理業務の取扱いを、下記のとおり開始しますのでお知らせします。

当行は、これからもお客様のお役に立つ商品の拡充に努めてまいります。

1.概要

中央三井信託銀行の代理店として、遺言や相続に関する幅広い相談を受け付けます。少子高齢社会を背景に、金融機関に遺言の執行を託す人が増加しており、高齢者の資産管理にご利用いただけます。

2.商品の特徴

(1)遺言信託

被相続人のご依頼に基づき、遺言書の作成、保管、管理及び相続発生後の遺言執行手続きを行います。

(2)遺産整理業務

遺言書がなく、相続発生後に相続人の委任を受け遺産の調査、分割協議書作成のお手伝いをし相続手続きを行います。

3.取扱店舗

本店営業部・高崎支店・太田支店・沼田支店・熊谷支店・川越支店・浦和支店・東京支店・東久留米中央支店の9店舗で取扱い、中央三井信託銀行の研修を受けた職員が対応いたします。その他の店舗からは取扱店舗に取次ぎいたします。

4.取扱開始日

2006年6月1日(木)より取扱いを開始いたします。

以 上